平成２６年（フ）第３２２号
愛媛県松山市西垣生町1222番地
債務者　大原　京子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２９号
愛媛県松山市来住町444番地７
債務者　松本　惠子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３３号
愛媛県松山市内浜町３番18号　内浜ハイツ303号
債務者　石崎　達也
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４２号
愛媛県松山市東石井４丁目14番27号　石井ハイツ402号
債務者　小松　　勝
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４８号
愛媛県松山市南梅本町甲1099番地２　天神梅本団地１棟142号
債務者　浅井美智子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５７号
愛媛県松山市西石井１丁目５番３号　第２八束ハイツ205号
債務者　藤**原**　智美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５２号
福岡県うきは市浮羽町浮羽156番地４
債務者　木下　　久
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３２３号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅261棟17号
債務者　山崎　浩絵
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２５号
宮崎市大**塚**町西ノ後3425番地　メゾンマツノＡ―103号
債務者　上窪　早織（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１号
宮崎市旭１丁目８番19号　楠並木ビル４階田中法律事務所気付、旧住所大分市大字荏隈261番地
債務者　工藤　　優
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０５号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目53番20号　第１村田アパート202号
債務者　久木田信人
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４０６号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目53番20号　第１村田アパート202号
債務者　久木田ゆかり
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
長野県松本市大字惣社62番地７
債務者　水野しのぶ
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３０９号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番１―1007号
債務者　永井　由美
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５６５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目52番14―803号
債務者　岡部街子こと　徐　　春子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１９号
兵庫県西宮市北六甲台１丁目８番13号、住民票上の住所兵庫県西宮市生瀬高台21番14号
債務者　山脇　基生
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６４０号
兵庫県西宮市中殿町４番13号
債務者　吉田　千春
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係